

都営住宅(シルバーピア)入居者募集のご案内

● 募集する住宅

申込区分	住宅名	入居人数	募集戸数	間取り	専用面積
01	日野新町一丁目	1人	1	1DK	35㎡
02	日野平山四丁目	1人	1	1DK	36㎡
03	日野大坂上三丁目	1人	1	1DK	38㎡
04	日野栄町二丁目	1人	2	1DK	38㎡
05	日野新町一丁目	2人	1	2DK	53㎡

※65歳以上の高齢者を対象として、設備等を改良した住宅です。

配布期間

令和8年3月2日(月)～10日(火)

申込方法

- (1) 申込書に必要事項を記入してください。
- (2) 申込書中段の所定の欄に85円切手2枚を貼り同封してください。
※切手の貼っていないものは抽選番号・抽選結果の通知をしません。
- (3) 申し込み期限は令和8年3月12日(木)です。
次の方法で申し込んでください。
 - ① 封筒に申込書を入れ110円切手を貼って郵送。(12日必着)
 - ② 申込書を日野市役所4階財産管理課へ直接持参。(12日17:00まで)
七生支所、豊田駅連絡所へのお申込みは受け付けておりません。

抽選日

令和8年3月25日(水) 10時00分～
市役所5階 503会議室

- ※ 当日は会場にお越しただかなくてもさしつかえありません。
- ※ 抽選結果は4月初旬頃、はがきでお知らせします。

※ 申し込みは1世帯につき1通です。1世帯で2通以上の申し込みや、同一人の氏名で2通以上の申し込みをした場合は、**すべて無効**となります。

※ 以前都営住宅にお住まいだった方、または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は資格審査のときまでにお支払いいただきます。

● 募集するシルバーピア住宅

申込区分	住宅名 (所在地)	募集戸数	入居人数	エレベーター	間取り 専用面積	使用料 (円/月)	建築年度	交通機関
01	日野新町一丁目 (新町1-13)	1	1人	有	和6・DK 35㎡	16,600～ 32,600	H12	JR中央線「日野駅」 下車徒歩5分
02	日野平山四丁目 (平山4-18)	1	1人	有	和6・DK 36㎡	16,500～ 32,500	H12	京王線「南平駅」 下車徒歩6分
03	日野大坂上三丁目 (大坂上3-11)	1	1人	有	和6・DK 38㎡	17,400～ 34,200	H7	JR中央線「日野駅」 下車徒歩10分
04	日野栄町二丁目 (栄町2-17)	2	1人	有	和6・DK 38㎡	17,000～ 33,500	H4	JR中央線「日野駅」 下車徒歩8分
05	日野新町一丁目 (新町1-13)	1	2人	有	和6・6・2DK 53㎡	25,100～ 49,200	H12	JR中央線「日野駅」 下車徒歩5分

※住宅のあっせんは 令和8年10月以降～令和9年4月頃まで を予定しています。

(住宅の修繕状況や、審査の進捗状況により、入居が上記の予定時期より遅くなる場合があります。)

シルバーピア (高齢者集合住宅) とは…

- 室内に手すりや緊急通報装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した住宅です。
- 入居者の安否の確認や緊急時の対応、入居に関する情報提供などのためにワーデン (生活協力員)、またはLSA (ライフサポートアドバイザー/生活援助員) が団地内に居住または通勤しています。
- この住宅を含む地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する「高齢者在宅サービスセンター」が、住宅に併設または隣接、近接しています。

注意事項

- 2人世帯向シルバーピアに申込後、資格審査対象者になった方が死亡により単身になった場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。
- 入居後、単身向シルバーピアの使用者が結婚したときや2人世帯向シルバーピアの入居者が死亡・転出等により単身になったときは、他の都営住宅に変わっていただきます。

入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所、団地内遊園地など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いいたします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理（ア～エ）および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合（オ）は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア. エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ. 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ. 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の公共料金、電管球の交換、落葉清掃、除草等に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、1か月1世帯約1,000円～6,000円程度かかります。

エ. 有線情報システムの維持管理費

オ. 下記（2）のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの

これは、下記のア～キの項目で入居者が維持管理を行い、その費用を団地入居者の代表者（例えば自治会）などを通して入居者で負担するもので、その支払いについては入居しているすべての方の義務となります。

この費用は1か月1世帯約1,500円～5,000円程度かかります。

※ 自治会等（入居者）が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア. 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ. 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ. 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用

エ. 受水槽給水塔等の清掃（1年1回）時の電気および水道料金

オ. ゴミ処理および消毒に要する費用

カ. 児童遊園、広場および道等の清掃、除草並びに樹木の枝下しなどに要する費用

（注）上記の料金のなかで、団地全体（例 街路灯等）と棟ごと（例 エレベーター等）に負担するものがあります。

キ. その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用

2 駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。駐車場を契約する際には保証金（使用料の3か月分）をお支払いいただきます。ただし、全戸数分は設置されていないので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

3 テレビ受信設備

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。（一部の住宅については、BS衛星放送が受信できません。）

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス（有料放送・電話サービス・インターネット等）についてもCATV事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

4 動物の飼育の禁止

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育はお断りしています。犬や猫などのペットを飼うと、鳴き声、抜け毛、フン尿で隣近所の方にくるさい、きたない、悪臭があるなど迷惑や害を与えるほか、動物によっては皮膚病など人と共通の伝染病が発生する心配もあり、隣近所とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因になることも多いためです。

5 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等の転貸は法令で禁止されており、宿泊施設として貸し出すことはできません。

6 危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対行わないでください。

7 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

単身者向シルバーピアの入居資格（01～04区分）

入居できる方は、申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。

1 65歳以上であること

申込者本人は、65歳以上であること。

2 日野市に居住しており、かつ東京都内に継続して3年以上居住していること

- (1) 申込者は、申込期間に日野市に居住しており、申込みの日までに、東京都内に継続して3年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほか、申込み後から審査日まで連続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居：他の法令の規定にかかわらず、同一住居内に同居すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者および内縁関係の方（住民票の続柄が未届けの夫または妻となっている方）婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれかを問わず、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)に当てはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、資格審査の時に離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が、申込後から資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住になること。
なお、資格審査の時にそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共機関を利用して片道2時間以上かかる地域を言います。
イ 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。）。

◎入居資格基準表＜単身者向＞

いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※ 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住居専用面積で、一般的な算出方法です。（バルコニーは含みません）

4 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準

所得金額	0円～2,568,000円
------	---------------

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族一人につき38万円を申込者の所得から差し引いてください。

☆ 所得の計算方法については10～17ページをご覧ください。

5 住宅や土地の所有者でないこと

(1) 住宅または土地の所有者（共有部分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押・正当な事由による立ち退き要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申し込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

2人世帯向シルバーピアの入居資格（05区分）

入居できる方は、**申込期間**に、次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。

1 65歳以上であること

申込者：申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

申込者本人は、65歳以上であること。

2 日野市に居住しており、かつ東京都内に継続して3年以上居住していること。

- (1) 申込者は、**申込期間**に日野市に居住しており、**申込みの日までに、東京都内に継続して3年以上居住している**ことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほか、申込み後から審査日まで連続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族：申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居：他の法令の規定にかかわらず、同一住居内に同居すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。また、結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きの時までに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ資格審査の時に続柄欄「未届の夫（または妻）」と記載されている住民票が提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)に該当する方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。
 - ウ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、3親等内の血族または姻族（申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者）の範囲内とする。
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほか、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも、現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚予定の方は配偶者を除いて申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

 - ※ 申込書を提出した後は、申込者同居親族の変更はできません。
 - ※ おおむね 60歳以上 とは 申込期間に 57歳以上 の方をいいます。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円 ～ 2,948,000円

同居親族が次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合

所得基準 0円 ～ 2,276,000円

(1) 心身障害者

次のいずれかにあてはまること。

- ア. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 原子爆弾被爆者

厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(3) 海外からの引揚者

海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。

(4) ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

☆ 申込者および同居親族に所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族一人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

☆ 所得の計算方法については10～17ページをご覧ください。

5 住宅や土地の所有者でないこと

(1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込むことができます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押・正当な事由による立ち退き要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申し込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係のある方」を「パートナー」と表記しています。

● 所得基準表の見かた

(1) 所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

※「所得金額」については11ページ以降をご覧ください。

収入のある人	所得金額 - 特別控除金額 ② (17ページの②)		
	(円) - (円)	特別控除金額 ①	あなたの家族
	(円) - (円)	(16ページの①)	の所得金額
	(円) - (円)		
合 計	円	-	円 = 円

(2) 家族数とは

$$\boxed{\text{家 族 数}} = \boxed{\text{申 込 者 本 人}} + \boxed{\text{同 居 親 族 数}} + \boxed{\text{入 居 し な い が、申 込 者 また は 同 居 親 族 の 所 得 税 法 上 の 扶 養 親 族 数}} \\ \text{(遠 隔 地 扶 養)}$$

(3) あなたの世帯の家族数・所得金額を所得基準に当てはめ、基準内かどうかを確認してください。

所得基準計算上の注意

① 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額を0円とします

- ・ 遺族年金、障害年金
- ・ 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・ 退職金等の一時的な所得

② 退職・廃業している場合

申込書配布期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。

③ 2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合算します。

● 予定使用料について

- 都営住宅の使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ等によって決められます。
- 使用料の支払いは、原則として口座振替、または自動払い込みとなります。
- 各住宅の予定使用料については2ページの募集住宅一覧でご確認ください。

● 所得金額 とは

- ① 源泉徴収票のもらえる方（会社員・店員・パート・アルバイト等）で、令和7年1月1日以前 から同じ勤務先で令和7年1月以降に休職期間がない方

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都 新宿区 西新宿 2-8-1 東京アポルト 101号室	氏名 トウキョウ タロウ 東京 太郎
種別	支払金額 内 百万 千 円 2 386 998	給与所得控除後の金額 1 488 800
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の人数 (配偶者を除く)
有 無	控除の額	人数
年調定率控除額	円	配偶者の合計所得
年間総収入額		個人年金保険料の金額

● この金額が所得金額です。

- ② 確定申告をしている方（自営業・外交員・サービス業等）で、令和7年1月1日以前から同じ仕事の方

令和7年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等①	1 5 2 2 2 0 0
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
	総合課税・一時⑧ ⑨+((⑩+⑪)×1/2)	
	合計⑨	1 5 2 2 2 0 0

この金額から表中⑧の一時所得を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
東京 一郎 生年月日 53. 7. 10	子	12月	800,000
氏名			
氏名			
氏名			
⑬ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を12ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

※ 妻や子を事業専従者としている場合、その妻や子の収入は給与収入となります。

- ③ 年金の方は 15 ページ へ

○ 現在の勤め先へ就職した日が	→	令和7年1月2日以降の方
○ 現在の仕事を始めた日が	→	令和7年1月2日以降の方
○ 源泉徴収票のもらえなかった方		
○ 確定申告をしなかった方		
○ 病気等で1ヶ月以上収入のなかった方		

後ページで所得の推定計算をしてください。

● 推定計算の方法1

(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等の給与所得の方)

税込支給額とは、残業手当等全ての手当を含んだ総支給額のことです。税金・社会保険料などを差し引かれる前の金額です。ただし、通勤手当（非課税分）などの非課税所得は含まれません。

※ 現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計	支払額計 円	賞与額 円

(1) 次の ① ② ③ ④ の中からあてはまるケースを選び、年収を計算します。

① 就職したのが令和7年1月1日以前で源泉徴収票の出ない方

※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{ 円} + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$

② 就職したのが令和7年1月2日～令和7年3月1日の方

※ 令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{ 円} + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$

③ 就職したのが令和7年3月2日以降の方

※ 就職した翌月から令和8年2月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍してその間の賞与を加えます。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{ 円}$$

$$\text{—————} \times 12 + \boxed{\text{賞与}} \text{ 円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{ 円}$$

$$\boxed{\text{収入のあった月数}}$$

次ページの表を見て、所得金額になおしてください。

④ 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

※ 基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を1.2倍してください。

固定的給料 円 × 1.2 = 推定年収 円



◎ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

◎ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

下の表を見て、所得金額になおしてください。

(2) 年収を所得金額に換算します。

① 年収額欄に自分の年収をあてはめ、その右側の計算式で所得金額を計算してください。

※ 1,628,000円～6,599,999円 までの年収額の方は、下記計算式で計算の上、端数処理します。

〈例〉年収額が 2,386,998円 の場合

$2,386,998 \text{円} \div 4 = 596,749.5 \text{円}$

1,000円未満を切り捨て ⇒ **596,000円** ※端数処理後の額

下の表で所得金額になおしてください。

年収額 (円)	所得金額になおす計算式	都営住宅の所得金額
550,999まで	0円となります。	0円となります。
551,000～1,618,999	年収額の合計 - 550,000 = () 円	(所得金額) - 100,000円
1,619,000～1,619,999	1,069,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (969,000円)
1,620,000～1,621,999	1,070,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (970,000円)
1,622,000～1,623,999	1,072,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (972,000円)
1,624,000～1,627,999	1,074,000円となります。	(所得金額) - 100,000円 (974,000円)
1,628,000～1,803,999	端数処理後の額 × 2.4 + 100,000 = () 円	(所得金額) - 100,000円
1,804,000～3,603,999	端数処理後の額 × 2.8 - 80,000 = () 円	
3,604,000～6,599,999	端数処理後の額 × 3.2 - 440,000 = () 円	
6,600,000～8,499,999	端数処理後の額 × 0.9 - 1,100,000 = () 円	



● 推定計算の方法2

(外交員・自営業・サービス業等の事業所得などその他の所得の方)

その他の所得とは、事業所得・利子所得・雑所得（年金等を含む）などをいいます。たとえば外交員・自営業・サービス業等の方の収入で、売上等から必要経費等を引いた金額です。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入、必要経費、所得金額

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合計	収入金額計 円	必要経費計 円	所得金額計 円

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月1日以前で確定申告をしていない方
 ※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

推定所得金額 円

- (2) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年3月1日までの方
 ※ 令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。

推定所得金額 円

- (3) 現在の仕事を始めた日が令和7年3月2日以降の方
 ※ 現在の仕事を始めた翌月から令和8年2月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得金額計 円

$$\frac{\text{所得金額計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{推定所得金額 円}$$

※ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

● 年金などを所得金額になおす計算

令和7年1月から令和7年12月までに支給された厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。 所得金額を0円としますので計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業所得の計算に加算してください

① 年金額を合計する計算

年金の種類	2月	4月	6月	8月	10月	12月	合計
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金等収入合計							円

② 年金収入を所得になおす計算

すべての年金の支払額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000 まで	0円 となります。	0円 となります。
	1,100,001～3,299,999	(円) - 1,100,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
	3,300,000～4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
65歳未満	600,000 まで	0円 となります。	0円 となります。
	600,001～1,299,999	(円) - 600,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円
	1,300,000～4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	(所得金額) - 100,000円



● 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、① の場合は申込世帯の合計所得から、② の場合はその方の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除をうけられる人	備考
ア. 老人扶養控除等	一人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
イ. 特定扶養控除	一人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ. 障害者控除	一人につき 27万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 	エの特別障害者控除を受ける人は、ウの障害者控除を併せて受けることはできません。
エ. 特別障害者控除	一人につき 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く方 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている方 	

特別控除金額の合計 万円 10ページの(1)①の特別控除金額へ…

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
オ. 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
カ. ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

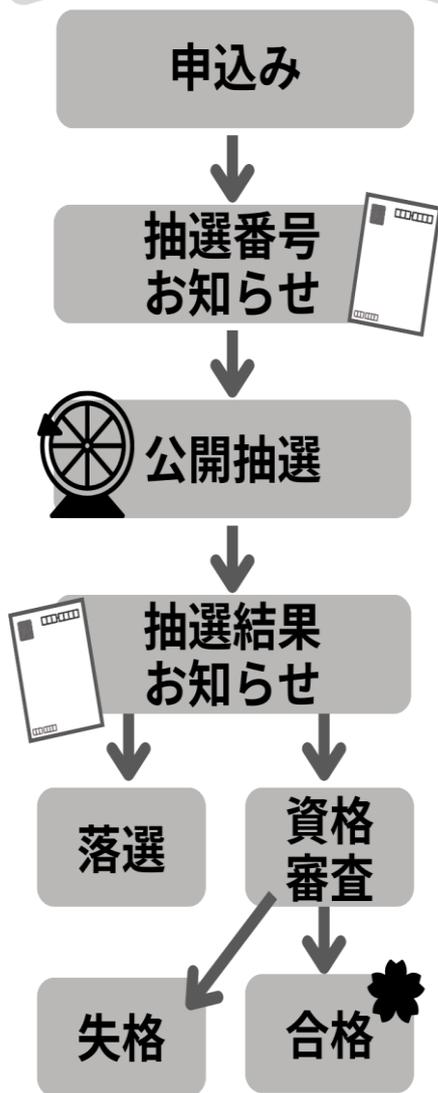
・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。

- ・「ひとり親控除」に該当する方は、「寡婦控除」の適応はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることができません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者およびパートナーがいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額 万円 10ページの(1)②の特別控除金額へ…



申込みから入居まで



申込書を表裏とも記入し、85円切手を2か所に貼って同封のうえ、郵送（封筒に110円切手貼付）もしくは直接日野市財産管理課へお持ちください。

令和8年3月中旬頃、はがきで抽選番号をお知らせします。

令和8年3月25日（水）午前10時から日野市役所5階 503会議室で抽選を実施します。

令和8年4月初旬頃、はがきで抽選結果をお知らせします。

審査対象者には、審査に必要な書類を日野市役所に持参または郵送していただき、審査をします。（令和8年4月下旬の予定）。資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順次繰り上げ、資格審査を行います。

入居説明及び入居手続きは東京都住宅供給公社で行います。保証金（使用料の2か月分）と緊急連絡先が必要です。

こんなときは・・・

- (1) 申込み後住所が変わった。⇒ 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号はがきを受け取れるようにしてください。
- (2) 当選後住所が変わった。⇒ 下記の「問い合わせ先」に連絡して、審査通知を受け取れるようにしてください。

問い合わせ先

日野市 総務部 財産管理課 住宅担当
〒191-8686 日野市 神明 1-12-1
TEL: 042-514-8156
FAX: 042-581-2516
メール: zaisan@city.hino.lg.jp

● 申込書記入例

表 (おもて)

第1号様式 (第3条関係)

都営

シルバーピア地元割当都営住宅使用申込書

私はシルバーピア地元割当都営住宅の使用を申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用者の決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

キリトリせん

申 込 者	住 所	日野市 神明1-12-1 00アパート101	勤 務 先 ・ 事 業 所	所在地	
	フリガ ナ	ヒノ トシゾウ		名称・所属	
	氏 名	日野 歳三		電話	— — 内線
	電 話	042-5851-111			
入居予定人数		1 人	市内居住年数		70 年
			申込者の年齢		70 歳

※太枠内に希望する
申込区分 (01~)
のいずれかを記入して
ください

申込区分	抽選番号
※ 01	

外側にして折って下さい。(切りはなさないこと)

郵便はがき

85円切手
を
必ず貼って
ください

1 9 1 0 0 1 6

郵便はがき

85円切手
を
必ず貼って
ください

1 9 1 0 0 1 6

日野市 神明1-12-1

00アパート101

日野 歳三様

日野市 神明1-12-1

00アパート101

日野 歳三様

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

申込区分	抽選番号
※ 01	

※太線内に、希望する申込区分 (01~)
を記入してください。

申込区分	抽選番号
※ 01	

※太線内に、希望する申込区分 (01~)
を記入してください。

外側にして折って下さい。(切りはなさないこと)

裏 (うら)

世帯員の構成

住宅に入ろうとする世帯(親族)の構成						
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	所得金額	勤務先・事務所の名称
フリガナ	本人	S、0年 0月0日	70歳	専	232,000円	就職日・開業日 年 月 日
日野歳三						名称 年金
						電話
フリガナ		年 月 日	歳			就職日・開業日 年 月 日
						名称
						電話
特別控除金額		1.老人扶養 2.特定扶養 3.障害者 4.特別障害者 5.寡ふ(みなし寡ふを含む) 6.ひとり親(○印を付けて下さい)		△	0円	特別控除の対象者
				△	0円	特別控除の対象者
合計 1名	差引所得金額				232,000円	入居はしないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数 0人

抽せん番号のお知らせ

あなたが申し込まれた地元割当都営住宅あき家募集の抽せん番号は、おもてに記したとおりです。

◎抽せん(公開)

1. とき

令和 年 月 日 ()
時 分から

2. ところ

日野市役所5階 会議室

※抽せんは、来場された申込者の立会いのもとで行いますが、所用のある方は、当日会場においてにならなくてもさしつかえありません。

◎発表

月 日 () 時頃から

日野市役所1階 食堂前に掲示します。

また、ハガキで抽せん結果をお知らせします。

抽せん結果のお知らせ

このたび申し込まれた地元割当都営住宅あき家募集の公開せん結果は、下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

○当せん者および補欠当せん者の方へ

- 資格審査を経て入居予定者として登録されません。審査に合格しなければ登録されません。
- 資格審査については後日お知らせします。
- 補欠当せん者は、上位の方に失格・辞退者が出た場合に限り、順次繰上げて資格審査対象者になります。なお、繰上げにならない方には通知はいたしません。
- 住所を変更したときは、必ず日野市役所財産管理課に連絡してください。